

平成28年10月15日

弁護士 久田浩誌

## 第一、被害者の会設立の趣旨・目的

泣き寝入りとなっていた被害者の掘り起こしと救済

被害救済のためのコストを下げる

被害者の平等な救済

## 第二、今後取ることとなる見込の法的手段

基本的には、②-1により被害の救済を図る。

②-2という方法も取りうる。

被害救済の確実性を高めるためには、①の手段も取る。

### ①権利の保全

占有移転禁止仮処分／預金口座や不動産の差押

### ②権利の実行

②-1：訴訟＋強制執行

②-2：破産手続き

## 第三、費用面について

### 1. 総論

通常必要となる費用と、集団訴訟で必要となる費用の違いとメリット

### 2. 各論

保全→訴訟→執行 又は 保全→破産の各段階で弁護士費用が生じます。これは、被害者の会の人数によります。以下では省略。

### ①権利保全のための費用

印紙代・郵券代・担保金・その他実費（弁護士の交通費）

・印紙代と郵券代は数千円，担保金がやや高額。

## ②権利実行のための費用

### ②－1 訴訟＋強制執行

#### 訴訟費用

印紙代・郵券代・その他（同上）

弁護士費用を除けば，交通費実費が主な割合を占めることになると思われる。

#### 強制執行費用

#### ※物の返還を求める場合

印紙代・予納金・その他実費

弁護士費用を除けば，執行官費用の数万円が必要費用の主な割合を占めることになる。

#### ※生じた損害の回復を求める場合

・不動産競売の場合・・・予納金・登記費用・印紙代等

土地の調査等を行なうため，予納金が高額になる。50万以上必要。ただし，金銭賠償を求める被害者の人数で頭割りが可能。

・預金差押の場合・・・郵券代・印紙代等

### ②－2 債権者破産

予納金・郵券代等

裁判所に納める予納金200万程度必要になる。ただし，被害者の会全員の人数で頭割りが可能

## 第四，保全や訴訟のためにはどのような資料が必要か

### 物の返還請求

各被害者の方が，何を所有していて，どのような経緯でそれを預けたのか。

例：（被害内容）修理に預けた刀が返ってこない

（証拠資料）預けた刀の銘が預り証等から分かる，登録証がある，預けた物の写真がある。

## 損害賠償請求

各被害者の方に、どのような損害が生じたのか

例：（被害内容）修理に出したものが返ってきたが、錆が発生した。

（証拠資料）修復のための見積書，被害者の会で専門家を雇う。